

教職員の働き方改革

～新たな学びと働き方で 子供たちと未来を創る～

子供たちと直接関わる教職員が生き生きと働き、心身共に健康で充実した日々を送ることが、学校教育活動の質を高め、子供たちをよりよく育むことにつながります。

保護者・地域の皆様のご理解・ご協力をお願いします。

令和5年4月から
変更しています

■電話対応

- 小学校:8:30～17:00
(17:00～8:30は留守番電話対応)
- 中学校:8:00～18:30
(18:30～8:00は留守番電話対応)

■教職員の退校時刻を各校で設定 業務員による施錠時刻

- 小学校:18:30
- 中学校:19:00

■部活動ガイドラインの制定とそれに基づく活動

- 1 活動時間の設定
 - 平日…2時間程度 休日…3時間程度
 - *朝練は原則廃止
- 2 休養日の設定
 - 平日は少なくとも1日
 - 週休日は少なくとも1日以上(週末にとれなければ振替える)
- 3 オフシーズンの設定
 - 長期休業中1週間程度の連続した休みの設定
 - 学校閉庁日には原則活動しない。
- 4 大会前の例外
 - 大会前及びコンクールの開催前2週間前に限り規定に限らず活動できる。
(定期テストや上限時間等の制限あり)
- 5 自転車保険への加入

上記以外にも、和光市立小・中学校における働き方改革として、5つの基本方針のもと、子供たちのより良き成長のため、具体的な取組を決め実行しています。

詳しくは、右のQRコードから和光市教育委員会HPにある情報をご覧ください。(令和4年11月改訂)

